

占冠村告示第28号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和7年度及び令和8年度において占冠村が発注する工事又は、設計業務等、物品の購入その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について次のとおり定める。

令和6年12月13日

占冠村長 田中正治

第1 資格要件

1 資格の種別

競争入札参加に係る資格審査（以下「資格審査」という。）の対象となる業種は、別表に掲げるものとする。

2 基本的資格要件

占冠村が発注する契約に係る競争入札に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）に必要な資格（以下「資格」という。）の要件は、次のいずれかに該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 指定する決算時期において未納税額がないことを証明できること。
- (4) 消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 村長が競争入札参加資格者として適当であると認めること。

3 契約の種類による資格要件

- (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に掲げるもの。以下「工事」という。）の請負契約について競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 令和7年1月1日現在において、建設業法第3条第1項に規定する建設業法の許可を受けており、かつ、その建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。

イ アに規定する建設業に係る建設業法第27条の23第1項の規定に基づき、令和7年1月1日の直前1年度分の決算により、国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営に関する事項の審査を受けていること。

ウ 経営事項審査の結果通知において、審査対象営業年度又は前審査対象営業年数において、申請業種に対応する完成工事高があること。

(2) 建築物の設計に係る契約について競争入札参加資格者は、次に掲げる要件をいずれも満たしている者とする。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく1級建築士又は2級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者は、この限りでない。

イ 令和7年1月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和6年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人の場合は、従業員が3名以上であること。

(3) 土木施設の設計、地質調査、技術資料作成又は、道路清掃に係る契約についての競争入札参加資格者は、次の要件をいずれも満たしている者とする。

ア 令和7年1月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 令和6年1月1日から同年12月31日までの間に、その事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人の場合は、従業員が3名以上であること。

(4) 測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件をいずれも満たしている者とする。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく登録を受けていること。

イ 令和7年1月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和6年1月1日から同年12月31日までの間に、その事業に係る売上高を有していること。

エ 個人の場合は、従業員が3名以上であること。

(5) 物品の購入等に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 営業に関し法令上必要とする許可、免許、登録等の資格を有していること。

4 資格要件の特例

(1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条の規定に基づき設立された中小企業等協同組合（「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和52年法律第185号）第3条第1項第7号の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、3に規定する契約の種類による資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しない。

ア 経済産業局長が発行する官公需の受注に係る適合組合証明を有するとき。

イ 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協同組合にあっては、設立の際に競争入札参加資格者であるものが過半数を占めているとき。

(2) 合併した企業については、合併前の当該会社のうち少なくとも1社が3に規定する営業年数及び完成工事高又は売上高に係る資格要件を満たしているときは、当該資格要件を満たすものとする。

5 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該資格は消滅するものとする。

- 1 第1に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等に要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

- (1) 令和7年2月1日から令和7年2月21日まで
郵送のみ（村内業者のみ持参可）の受付とし、令和7年2月21日までの消印有効とする。
- (2) 共同企業体及び占冠村が必要とした場合に限り、必要な業種に限定して申請を随時受け付けるものとする。
- (3) 経済産業局長が発行する官公需の受注に係る適格組合証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合は、(1)に定める時期及び当該証明を受けたときとする。
- (4) 設立の際の構成員の過半数が競争入札参加資格者である企業組合又は協業組合は(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたときとする。

2 申請の方法

(1) 申請書式

建設工事等・設計は入札参加資格審査申請書様式「北海道公契連モデル」、物品購入その他については、「占冠村指定様式」による申請書類一式を建設課土木担当宛に郵送すること。なお、郵送の際に返信用封筒（切手貼付）を同封すること。

(2) 申請書類

ア 建設工事、設計等

- ・様式1 建設工事等入札参加資格審査申請書（北海道公契連モデル）
- ・様式2 総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書の写し）
※建設工事の資格を希望する場合のみ
- ・様式3 工事（事業）経歴書
※建設工事は直前2年度決算分、設計等は直前1年度決算分
- ・様式3の2 工事経歴書集計表
※建設工事の資格を希望する場合のみ
- ・様式4 技術者名簿
- ・様式5 代表者身分証明書
※個人のみ添付（本籍地市区町村長が発行する身分証明書をいう。）
- ・様式6 登記事項証明書※法人のみ添付
- ・様式7 許可・登録証明書
- ・様式8 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書の写し
- ・様式9 建設工事入札参加資格審査申請書付票（提出用及び控え）
※建設工事の資格を希望する場合
- ・様式10 設計等入札参加資格審査申請書付票（提出用及び控え）

※設計等を希望する場合

- ・納税証明書（直近1年分、写し可）

※国税 法人税・消費税及び地方消費税（その3）

※道税 法人道民税・法人事業税

※市町村民税 本社所在地の市町村税証明書

- ・印鑑証明書または使用印鑑届（写し可）
- ・決算書（直近1年分）
- ・誓約書

イ 物品購入その他

- ・第1号様式 建設工事等入札参加資格審査申請書（占冠村指定様式）
- ・第2号様式 申請をする部門及び業種
- ・第2号様式 附表
- ・第3号様式の1（前年）
- ・第3号様式の2（前々年）
- ・第4号様式
- ・第5号様式※法人用
- ・第6号様式※個人事業主用
- ・誓約書
- ・委任状
- ・納税証明書（直近1年分、写し可）
 - ※国税 法人税・消費税及び地方消費税（その3）
 - ※道税 法人道民税・法人事業税
 - ※市町村民税 本社所在地の市町村税証明書
- ・印鑑証明書または使用印鑑届（写し可）
- ・決算書（直近1年分）

第4 問い合わせ先

〒079-2201 北海道勇払郡占冠村字中央

占冠村建設課土木担当

電話 0167-56-2173（直通）